

山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月1日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市規則第31号

山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成17年山鹿市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項の表2の項中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。